



経済分析の取組

令和7年3月14日
公正取引委員会

- 1 経済分析の体制
- 2 経済分析の活用状況
- 3 プロジェクト業務
- 4 課題

(参考 経済分析の活用事例集)

経済分析の体制

経済分析の活用体制の変遷

平成14～15年頃

- ・ 経済分析業務を行うための職員（エコノミスト）の採用開始
- ・ CPRC（競争政策研究センター）発足（平成15年）

平成24年

- ・ 企業結合課に経済分析班を配置

平成28年

- ・ **経済分析チームの発足**

令和2年4月

- ・ 官房総務課に経済分析を本務とする職員を配置

令和4年4月

- ・ **官房総務課経済分析室の設置**

令和4年5月

- ・ 「経済分析に関する留意事項」の公表

令和6年4月

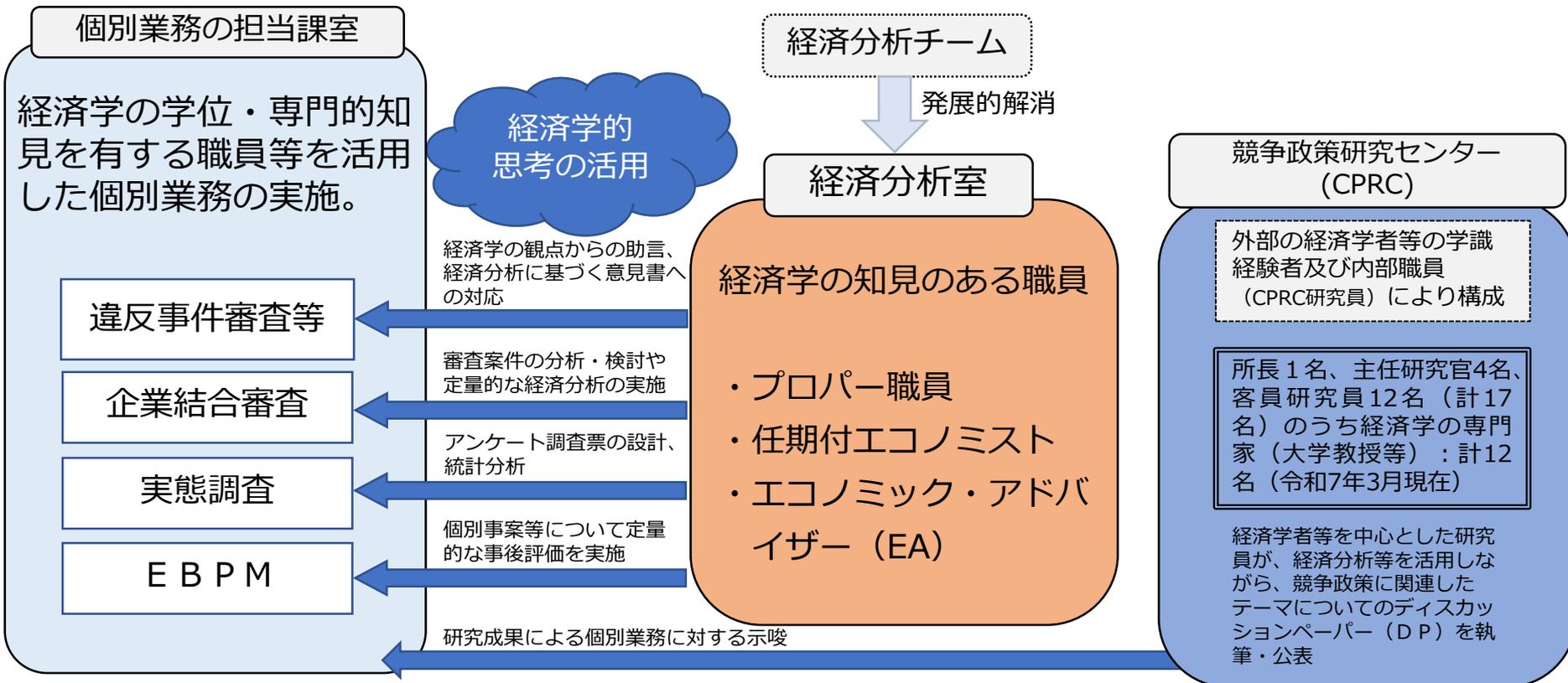
- ・ **エコノミックアドバイザー（EA）の採用開始**

令和7年4月

- ・ **経済分析担当官制度の開始**

経済分析室の設置（令和4年4月）

- ・官房総務課の下に訓令室として経済分析室を設置
- ・現在、職員数：15名 うち 博士号4名、修士号7名



経済分析室は、独占禁止法及びその関連法令の執行並びに競争政策の企画、立案及び評価に当たり、経済学又は統計学に係る専門的知識・経験に基づき担当部署への支援を実施。

外部有識者の活用

エコノミックアドバイザー（EA）の採用・活用

- 令和6年4月から**3名のエコノミスト（大学教員）**を非常勤職員として雇用している。
 - 中林 純 京都大学経済学研究科教授（専門：応用ミクロ経済学（計量分析）、産業組織論）
 - 土居 直史 小樽商科大学商学部経済学科教授（専門：産業組織論、応用ミクロ経済学（計量分析））
 - 本多 純 信州大学応用経済学科講師（専門：応用ミクロ経済学、産業組織論）
- **企業結合審査における経済分析に関する業務、プロジェクト業務（後記3）等に支援・助言を行う。**

任期付エコノミストの採用・活用

- 平成15年頃からエコノミストの採用を開始し、**常勤の任期付職員**として雇用している。現在は0名（令和7年度から経済学博士号〔取得見込み者〕1名の採用が内定）。
- **企業結合審査**における経済分析、**独占禁止法違反被疑事件審査**における経済分析、実態調査における経済分析等に携わる。

経済分析の活用状況

経済分析の位置付け

エンフォースメント ～厳正な法執行による競争の回復～

- 違反事件審査
 - 独禁法違反行為に対する機動的かつ効果的な法執行
 - 下請法違反行為に対する簡易・迅速な処理
- 企業結合審査
 - ビジネスの実態に即した迅速かつ的確な企業結合審査

経済分析による支援

アドボカシー ～競争環境の整備～

- ガイドラインの策定 法運用の透明性・予見可能性の向上による違反行為の未然防止
- 実態調査 競争制限的な民間慣行の改善
- 規制改革に関する推進・提言
- 国際連携 競争政策の国際的取組の推進
- 国民的理解の増進

公正かつ自由な競争の促進を通じた
企業の活力向上、消費者の効用拡大、イノベーションの活性化

経済分析室による業務プロセスへの関与

法執行の支援

- 企業結合審査における支援
 - 専属の経済分析班の編成（エコノミックアドバイザー（土居直史小樽商科大学教授）を含む）
 - 当事会社（エコノミックコンサルティングを含む）の経済分析に対する反論、実証分析の実施
- 独占禁止法違反事件調査における支援
 - 「競争制限のメカニズム」（Theory of Harm）の検討
 - 関係人の経済分析に対する反論、実証分析の実施

競争政策の支援

- 各種実態調査支援（アンケート調査の設計、アンケート回答のデータ分析等）
- 事後検証（EBPM）の支援

職員への研修（経済分析に関する理解の増進）

- 経済分析の活用（有用性）に関する階層別研修の実施
- 経済専門研修（ミクロ経済学・産業組織論・データ分析）の内容の充実化

経済分析報告書及び経済分析等に用いるデータ等の提出についての留意事項 (令和4年5月)

- 独占禁止法違反調査や企業結合審査の透明性や予見可能性を高める目的で、**事業者等が提出する経済分析及びデータに関するベストプラクティス**として策定

経済分析の原則

- **関連性**：対象案件と関連性を有するものであること
- **明確さ・透明性**：主張、論点、手法、仮定等が明確であること等
- **整合性・頑健性**：他の根拠との整合性や複数の手法について検討されているものであること
- **再現可能性**：第三者によって分析結果が再現できるものであること

経済分析報告書の構成に関する留意事項

- 非専門家向けの要約の添付
- 本体における①分析目的、②データに関する説明、③分析手法選択理由、④分析結果及びその解釈、⑤引用文献や関連事案の情報、⑥報告書作成の経緯に関する情報の包含
- 附属資料としての分析データ、プログラミングコード、アンケート調査票等の添付

経済分析に関するガイダンス

公取委のデータリクエストに対するデータの提出に関する留意事項

公取委との意思疎通

最近の主な経済分析事例（公表案件のみ）

企業結合審査

- マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合に関する審査結果について（令和5年3月公表）
- 古河電池(株)による三洋電機(株)のニカド電池事業の譲受け（令和5年6月公表）
- (株)大韓航空によるアジアナ航空(株)の株式取得に関する審査結果について（令和6年1月公表）

実態調査

- ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書（令和5年9月公表）
- 使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査報告書（令和5年10月公表）
- コネクテッドTV及び動画配信サービス等に関する実態調査報告書（令和6年3月公表）

事後検証（EBPM）

- 学校制服の取引実態に関する事後検証報告書（令和5年10月公表）

企業結合審査（経済分析の実例）

株式会社大韓航空によるアジアナ航空株式会社の株式取得（令和6年1月31日公表）

本件の概要

- 株式会社大韓航空によるアジアナ航空株式会社の株式取得（議決権50%超）の案件
- 「旅客分野」（国際航空旅客）と「貨物分野」（国際航空貨物）について経済分析を含めた審査を実施

経済分析の趣旨（旅客）

旅客分野の市場はフルサービスキャリア（FSC）とローコストキャリア（LCC）を含む空港間の各路線（例 東京-釜山）によって定義される。①各路線における当事会社同士の競合関係、②当事会社から提出された「事業者数が2→1に減少しない限りは運賃に影響しない」旨の経済分析の頑健性、③統合後の当事会社の運賃引き上げのインセンティブを実証分析により確認。

経済分析の方法（旅客）

主として、①市場構造（各路線に就航するFSC及びLCCの数）の違いを考慮した上で、一方当事会社が他方当事会社の運賃に与える影響に係る分析、②当事会社の経済分析（上記参照）をより精緻にした経済分析（除外されたデータを加えた分析や、競争事業者の数のみならず性質を考慮した分析）、③市場シェアに基づく転換率を用いた路線ごとのGUPPI（Gross Upward Pricing Pressure Index）の算出を実施。

※ 上記の旅客分野の経済分析業務は東京大学エコノミックコンサルティング株式会社に委託（企業結合審査で初めて外部委託）

経済分析の結果（旅客）（例）

- 大韓航空の運賃は、競合FSCが存在せず、競合LCCの数がわずか（1社以下）の市場構造（路線）の下では、アジアナ航空の存在により有意に下落し、アジアナ航空の運賃は、競合FSCが存在しない市場構造（路線）の下では、競合LCCの数にかかわらず、大韓航空の存在により有意に下落する。
- 当事会社の経済分析は頑健ではなく、事業者数が2→1以外の場合でも事業者数は当事会社の運賃に影響。
- 競合路線全10路線のうち8路線について、少なくとも一方の当事会社に値上げのインセンティブがある。

2 経済分析の活用状況（参考）

株式会社大韓航空によるアジアナ航空株式会社の株式取得（令和6年1月31日公表）

価格分析（旅客）

＜競争者の性質（アイデンティティ）を考慮した分析＞

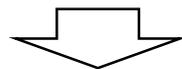
- 当事会社の経済分析の仮定：当事会社（大韓航空又はアジアナ航空）の運賃は、競争者の性質（アイデンティティ）にかかわらず同じ影響を受ける。
- 当委員会の経済分析による検証：競争者が具体的にどの航空会社なのかによって、当事会社（大韓航空又はアジアナ航空）の運賃が受ける影響は異なるのではないかという問題意識のもと、次の回帰式を推定。

$$\ln(\text{Price}_{it}) = \gamma_i + \lambda_t + W_{it}\beta_j + X_{it}\theta + \epsilon_{it}$$

被説明変数：Price_{it}は当事会社（大韓航空又はアジアナ航空）の一方の運賃（iは路線、tは年月）、ln(・)は自然対数

説明変数：γ_iは路線の固定効果、λ_tは年月の固定効果、W_{it}は航空会社を識別するダミー変数のベクトル（航空会社が年月tに路線iで運航していた場合には1をとり、それ以外の場合には0をとる）、X_{it}は運賃クラス（ファーストクラス、エコノミークラス）を表すダミー変数のベクトル

分析結果（抜粋）



航空会社W _{it}	被説明変数Price _{it}	
	大韓航空運賃	アジアナ航空運賃
アジアナ航空	有意に負	—
大韓航空	—	有意に負
競争者A社	有意に正	正
競争者B社	正	負
...

⇒アジアナ航空が存在すると、大韓航空の運賃が下がる

⇒大韓航空が存在すると、アジアナ航空の運賃が下がる

アジアナ航空の存在は大韓航空の運賃を、大韓航空の存在はアジアナ航空の運賃を、それぞれ引き下げる圧力となっている。
⇒当事会社の運賃に与える影響は、競争者の性質によって異なり、一方当事会社の存在が他方当事会社の運賃を引き下げる圧力となっていることが確認された。

実態調査（経済分析の実例）

使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査報告書（令和5年10月公表）

使用済みペットボトルの取引ルート



経済分析の趣旨

再商品化事業者が各市町村から引き取る**使用済みペットボトルの価格**が、再商品化事業者の決定方法を含めてどのような要因を反映しているかを指定法人ルート又は独自処理ルートそれぞれにおいて実証分析で検討。

経済分析の方法

引渡価格と契約の方式との関連性等について、再商品化事業者への**引渡価格を被説明変数**、**引渡価格に影響を与える各要因**（落札量や指定保管施設と再商品化事業者の引取工場の距離、混合収集か否か、再商品化事業者の決定方法〔入札方式か否か〕等）を**説明変数**として、回帰分析（最小2乗ダミー変数推定）を実施。

経済分析の結果（例）

- **入札方式**で再商品化事業者が決定される場合の方が、**引渡価格が高くなっている傾向が認められた。**
- ⇒ 市町村が使用済みペットボトルを独自ルートで処理するに当たっては、**随意契約ではなく一般競争入札等によって引き渡す再商品化事業者を決めることが適切ではないかという競争政策上の考え方**を示した。

2 経済分析の活用状況 (参考)

使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査報告書 (令和5年10月公表)

落札・引渡価格 (円/トン) を $Price_{it}$ とした回帰分析結果

$$\text{回帰式: } Price_{it} = \alpha_i + \lambda_t + \beta_1 Amount_{it} + \beta_2 Distance_{it} + \beta_3 Iland_{it} + \beta_4 QA_{it} + \beta_5 QB_{it} + \beta_6 Mixed_{it} + \beta_7 INTV_{it} + \beta_8 BTB_{it} + \beta_9 Comp_{it} + e_{it}$$

i : 再商品化事業者 i (※2)
 t : 平成24年1月から t 期目 (※3)

被説明変数: $Price_{it}$

	指定法人ルート		独自処理ルート
落札量 (トン) : $Amount$	-12.03119*** (2.064334)		-4.145138 (16.78331)
距離 (Km) : $Distance$	29.79285*** (4.101249)	⇒距離が遠いほうが低価	7.296097 (37.56876)
離島ダミー変数 : $Iland$	21730.28*** (3007.148)	⇒離島であるほうが低価	5646.361 (4855.775)
選別品質ダミー変数 : QA	-9730.644*** (1678.598)	⇒品質Aである (高品質) ほうが高価	-18445.24*** (6886.381)
選別品質ダミー変数 : QB	-2253.126 (2607.953)		-
収集方法ダミー変数 : $Mixed$	13152.6*** (1851.744)	⇒混合収集でないほうが高価	-5056.395 (8118.419)
中間処理ダミー変数 : $INTV$	679.3133 (698.7793)		373.9641 (2825.335)
ボトルtoボトルダミー変数 : BTB	123.6853 (783.7652)		-14973.31*** (3405.063)
契約決定方式ダミー変数 : $Comp$	-		-26361.12*** (3237.37)
Observations	11359		728
F Statistic	1061.37***		62.37***

・これら回帰式 (各変数については右記参照) について、最小2乗ダミー変数推定 (least squares dummy variables, LSDV) により推定
 ・***、**、*は有意水準1%、5%、10%で統計的に有意であることを示す。括弧内の数値は同一事業者の誤差項が相関することを想定した頑健な標準誤差 (クラスターロバスト標準誤差) を示す。F Statisticは、定数項以外の全ての回帰係数が0であるという帰無仮説に対するF統計量である。なお、指定法人ルート及び独自処理ルートにおいて、全ての固定効果が同一であるとの帰無仮説について、F検定の結果、それぞれ $F(72, 957) = 1090.78***$ 、 $F(34, 406) = 57.51***$ であり、いずれも帰無仮説は棄却された。
 ※1 競争的な決定方法 (総合評価方式、プロポーザル方式、一般競争入札又は指名競争入札等) が取られている場合1、そうでない場合0とするダミー変数 $comp_i$ は、独自処理ルートにのみ設定。
 ※2 落札価格の分析では $i=1, \dots, 78$ 、引渡価格の分析では $i=1, \dots, 34$
 ※3 落札価格の分析では平成24年から令和4年前期までの各期を $t=1, \dots, 20$ 、引渡価格の分析では平成24年1月から令和4年12月までの各月を $t=1, \dots, 123$

事後検証（経済分析の実例）

学校制服の取引実態に関する事後検証報告書（令和5年10月公表）

経済分析の趣旨

過去に行った**学校制服に関する二つの取組**：①平成29年11月「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」（競争的な調達方法を提言）、②令和2年7月「愛知県立高等学校の制服の販売業者に対する排除措置命令等」（制服の価格カルテル）に係る**事後検証**として、**学校制服価格の状況の変化**を確認

経済分析の方法

①平成29年報告書の事後検証

平成30年度以降に報告書の提言を実施した中学校の制服価格を**介入群**、提言を実施しなかった中学校の制服価格を**統制群**と設定し、提言の実施以降の介入群と統制群の**制服価格の変化**を分析（Staggered差の差分分析）

報告書公表（アドボカシー活動）の影響を受ける全国中学校の制服価格を**介入群**、報告書公表の影響を受けない類似の服製品の価格を**統制群**と設定し、報告書公表以降の介入群と統制群の**価格の変化**を分析（Synthetic差の差分分析）

※ 上記2件の経済分析業務は東京大学エコノミックコンサルティング株式会社に委託。

②令和2年命令の事後検証

愛知県立高等学校（豊田6校）の制服販売業者に対する排除措置命令等（令和2年7月）の影響を把握するため、**制服価格の変化**について回帰分析（前後比較分析）を実施

経済分析の結果

提言内容を実施した中学校の制服価格（介入群）は、実施していない中学校の制服価格（統制群）に比べて**下落傾向**

報告書の公表の影響を受ける**全国の中学校制服の価格**（介入群）は、類似の服製品の価格（統制群）と比べ**下落傾向**

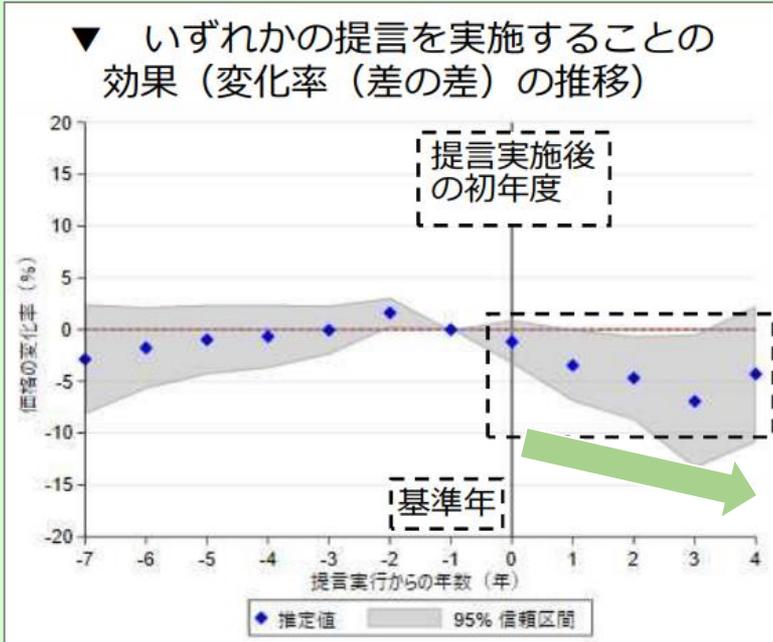
カルテルの合意の消滅（排除措置命令で認定）の後、豊田各校の制服価格が相対的に**下落傾向**

2 経済分析の活用状況 (参考)

学校制服の取引実態に関する事後検証報告書 (令和5年10月公表)

(参考) 経済分析の結果 (平成29年報告書の事後検証)

<提言実施の価格への効果>



以下の方法で算出

$$\ln(\text{price})_{it} = \alpha_i + \Phi_t + \sum_{l \neq -1} \mu_l D_{it}^l + \varepsilon_{it}$$

$\text{price}_{i,t}$: t年の学校iのブレザー平均価格

$D_{i,t}^l$: 学校iの提言実施開始年を E_i としたとき、 $D_{i,t}^l = 1\{t - E_i = l\}$ で表され、t年に学校iにおける提言実施開始からl年経過しているときに1をとるダミー変数

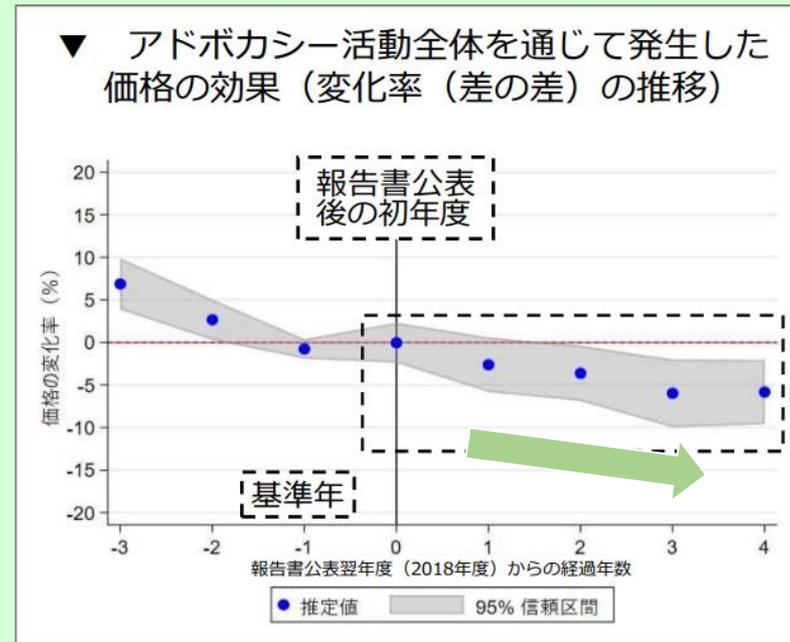
α_i : 学校の固定効果

Φ_t : 年の固定効果

から導出される推定値 $\hat{\mu}_l$ を用いて、制服価格の変化率を下記の式の方法で算出

$$\text{制服価格の変化率}_l = 100 \times [\text{exponential}(\hat{\mu}_l) - 1]$$

<アドボカシー活動による価格への効果>



以下の方法で算出

$$\ln(\text{price})_{it} = \alpha_i + \Phi_t + \sum_{l \neq -1} \mu_l D_{it}^l + \varepsilon_{it}$$

$\text{price}_{i,t}$: t年の学校iのブレザー平均価格又はt年の地域iのスーツ平均価格

$D_{i,t}^l$: 平成29年報告書公表翌年の2018年を E_i としたとき、 $D_{i,t}^l = 1\{t - E_i = l\}$ で表され、t年に平成29年報告書公表からl年経過しているときに介入群に1をとるダミー変数

α_i : 学校の固定効果又は地域の固定効果

Φ_t : 年の固定効果

から導出される推定値 $\hat{\mu}_l$ を用いて、制服価格の変化率を下記の式の方法で算出

$$\text{制服価格の変化率}_l = 100 \times [\text{exponential}(\hat{\mu}_l) - 1]$$

プロジェクト業務

入札談合データスクリーニング

概要・目的

- 入札談合データスクリーニングとは、多数の入札データの分析に基づき、入札参加者の非競争的な行動を検知し、入札談合の摘発を試みる手法。
- 世界的には、リニエンシー申請件数が減少傾向にあるともみられるところ、海外の競争当局の中には入札談合スクリーニングの実務への応用やそれに向けた検討を進めている当局も存在。
- 端緒業務の効率化や迅速化にも貢献できる可能性がある。

海外競争当局の取組状況（一例）

スイス	統計指標等を用いたスクリーニング手法を開発・運用、談合が疑われる案件等を抽出。スクリーニング結果に基づき、入札談合の摘発が行われた例もある。
韓国	国内の公共調達に係るデータを手し、談合が疑われる度合いをスコアとして算出するシステム（BRIAS）を開発・運用。入札談合の摘発が行われた例もある。
デンマーク、シンガポール、英国	潜在的な談合を特定するソフトウェア／ツールを開発・運用。

入札談合データスクリーニング

現状

- 経済学の既存研究及び海外当局の取組についての情報収集・整理
- 主に**ウェブスクレイピング**を通じた入札データの収集
- 既存手法を用いた試行的分析の実施
- エコノミックアドバイザー（中林純京都大学教授）も本プロジェクトに参画

今後の見通し

- 入札データの収集（継続）
- 各手法、指標の有効性の検証
- 入札談合スクリーニングの実装に向けた取組

マークアップ率推計

概要・目的

これまでの取組

- 令和4年11月、「日本の製造業における市場集中度と競争環境」を競争政策研究センター（CPRC）のディスカッション・ペーパー（DP）として公表
 - 経年を通じての集中度の上昇や、小規模事業者を中心とした事業者数の大幅な減少などを観察

問題意識

- 集中度（市場の構造を表す指標）だけでは、市場の競争状況を適切に把握できない可能性がある。例えば、集中度が高くても競争的な市場もあれば、集中度が低くても競争的ではない市場もある。
- ➡ 集中度に加え、市場の成果を表す指標として、**マークアップ率**により経済全体の競争状況を把握する

$$\text{マークアップ率} = \frac{\text{販売価格（製品一単位当たりの売上高）}}{\text{企業の限界費用（生産量を追加的に一単位増加させるときに必要な費用）}}$$

- マークアップ率は、市場支配力の概念、つまり企業が競争レベルを上回る価格を維持できる程度を最もよく反映するため、**経済全体レベルでの競争の指標**として望ましい
- マークアップ率の上昇が、生産性の向上のようなポジティブな要因ではなく、市場の寡占化のようなネガティブな要因なのか、**マークアップ率の変化が生じる要因**を分析・把握する必要性がある（※要因分解分析）

※ De Loecker, J., J. Eeckhout, and G. Unger (2020), "The Rise of Market Power and the Macroeconomic Implications," The Quarterly Journal of Economics, 135(2), 561-644

マークアップ率推計

諸外国の状況

- 米国を中心に市場支配力の指標の一つとして**マークアップ率の学術研究**が行われてきたところ、近年、**海外の競争当局等においても、マークアップの推計結果を競争政策に活用しようとする動きがみられる。**
 - 米国政府：バイデン政権下の「アメリカ経済における競争促進に向けた大統領令」等において、集中度やマークアップの高まりを問題視し、各分野を所管する省庁に競争政策に関連した取組を指示
 - 英国競争・市場庁（CMA）：一国全体のマークアップ率に関する分析報告書を定期的に公表
 - 欧州委員会競争総局（DG-COMP）：競争当局の政策効果を測る目的でマークアップ率を推定し、毎年公表

本プロジェクトの現状

- 国内外の政府機関・政府系研究機関公表の論文及び学術論文の調査・整理
- 分析に用いる政府統計（例：企業活動基本調査・工業統計調査等）の取得・整理
- 先行研究にて用いられている推定式（モデル）を用いたマークアップ率の推定、市場集中度の測定
- エコノミックアドバイザー（本多純信州大学講師）も本プロジェクトに参画

今後の見通し

- 今後の競争政策へのインプリケーションを得ることを目的として以下の取組を実施
 - 先行研究及び既存のモデルを用いた推計結果を踏まえた推計モデルの改良
 - 改良したモデルを用いたマークアップ率の推定・要因分解分析
 - 集中度とマークアップ率の関係の検証

課題

主な当局の経済分析体制

	日本	米国		カナダ	EU	英国	韓国
競争当局	公正取引委員会	司法省 反トラスト局	連邦取引委員会	産業省 競争局	欧州委員会	競争・市場庁	公正取引委員会
チーフ エコノミスト	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり
主な 経済分析部門	経済分析室	経済分析 グループ	経済局	経済分析課	チーフエコノミストチーム	チーフエコノミック アドバイザー室	経済分析課
経済学博士号 取得者数	4名 [7名]	約45名	約80名	約4名	約30名	約20～25名	11名

- ※ 公正取引委員会の博士号取得者の [] 内にはエコノミックアドバイザー（EA）3名を含む（令和7年1月1日現在）。
- ※ NERA「令和元年度産業経済研究委託事業（経済産業政策・第四次産業革命関係調査事業費（我が国及び主要国での企業結合審査等における経済分析の活用等に関する調査））調査報告書」、GCR Competition Economics Handbook 2020 並びにGCR Rating Enforcement 2021及び2022を基に経済分析室作成

主なエコノミックコンサルティング企業

2025年2月現在。出典：各社HP

名称 [本部所在地]	アジア太平洋地域のオフィス	全世界オフィス数
NERA Economic Consulting [米国ニューヨーク]	東京、 オークランド（NZ）、ウェリントン	23
AlixPartners [米国ニューヨーク]	東京、 上海、香港、シンガポール	26
東京大学エコノミックコンサルティング株式会社 [東京]	東京	1
Compass Lexecon [米国ワシントンDC]	北京、上海、香港、シンガポール	25
Charles River Associates [米国ボストン]	シドニー	24
RBB Economics [英国ロンドン]	シンガポール、シドニー、メルボルン	16

※このほか、経済学者に対して直接、経済分析の依頼が行われることもある。

外部人材の採用

任期付エコノミストの採用強化

• 現状

- 欧米と比較した際の日本人産業組織論研究者の層の薄さ
- 待遇（特に給与）面での民間との格差
- 研究活動に注力できる環境の整備の必要

• 取組

- エコノミスト募集フライヤーの作成（令和6年10月）
- 関連求人ポータルサイトへの掲載

内部人材の育成

公取委プロパーエコノミストの育成

• 取組

- キャリアパスの整備（経済分析担当官制度の創設）
- 国際会議及び学会への参加、研修の支援



情報を探す



よくある質問
独占禁止法



よくある質問
下請法



動画で分かる
公正取引委員会



パンフレット



相談事例集



国際関係



企業結合



インボイス制度関連コーナー



行政機関向け
(国・地方公共団体)



講習会



暮らしと独占禁止法
(消費者の方へ)



独占禁止法教室



キッズコーナー



採用情報



フリーランスの取引適正化



経済分析

